農作業事故を撲滅するための法整備を求める意見書

我が国の農業も機械化が進み、トラクターをはじめコンバイン、田植機などの大型 化が進んでいる。

しかしながら、農作業中の事故は後を絶たない状況であり、平成 19 年の農作業死亡事故者数は 397 人にのぼり、この 10 年間では、全国で毎年 400 人前後の方が農作業中に命を失われている。農林水産省が死亡事故調査を始めた昭和 46 年から平成 20 年までの 38 年間での死亡者は 14,664 人にものぼっている。負傷者については報告義務がないため、後遺症が残った重傷事故は、死亡事故の何倍にもなっていると推測される。

中でも 61 歳以上による事故が全体の 80%以上であることから、農業従事者の高齢 化とともに、今後も農作業に伴う事故の増加が懸念される。

また、本県において平成19年には全国で最も多い22件の農作業による死亡事故が発生している。

一方、他の産業は確実に労働災害による死亡事故を減らしてきていることに比べ、 農業はほとんど変わらず置き去りにされてきており、農作業中の事故を未然に防ぐた めの予算措置もされていないというのが現状である。

よって、国においては、農作業事故撲滅のため、次の施策を実施するよう強く求める。

記

- 1.農作業事故の報告を義務づける法律を整備すること。
- 2.農業機械メーカーに対して、安全対策を義務づけるよう指揮監督すること。
- 3.農業機械メーカーに対して、高齢者にも扱いやすい農機具の開発の指導を講ずる こと。
- 4. 農作業事故を撲滅するための予算を十分に確保し、地方自治体にも十分な予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 10 月 5 日

広島県庄原市議会